

**明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1. 趣旨・目的**

令和9年度から令和11年度を計画期間とする『明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画』の策定にあたっては、近年の社会の状況や関係法令・制度の動向等をふまえて、本村在住の障害児者の状況及びニーズ等について幅広くデータを収集・分析し、次期計画期間に実施する取り組みについて検討する必要がある。

そこで、業務全般に関し高い専門性と豊富な経験があり、適正な企画力、技術力や実施体制を有する者に村民意識調査業務及び計画策定支援業務を委託することにより、本業務を効率的かつ効果的に実施することを目的として、事業者の募集を行うものである。

**2. 業務の概要**

(1) 業務名

令和8年度 第406号 明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定

業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(3) 業務内容

明日香村第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務委託仕様書のとおりとする。

(4) 委託金額

金3,993,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）を上限とする。

支払いは、業務の完了を確認したうえで、令和8年度に一括して支払う。

**3. 参加資格**

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体等との関わりがないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 令和8・9年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、対象業務の性質又は目的からして鑑み、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために明日香村プロポーザル方式による契約事務運用ガイドライン第5条に規定する書類を確認し、認められた場合は、当該プロポーザル方式に参加できるものとする。

- (7) 資格登録をしている者にあたっては、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止の措置を受けてないものとし、資格登録をしていない者にあたっては、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当していないものとする。
- (8) 国や地方公共団体等において、過去10年間の障害者福祉計画および障害児福祉計画に関する業務の受託実績を有していること。

#### 4. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出すること。

#### 5. 実施要領等の交付期間等

##### (1) 交付期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月3日（金）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

##### (2) 交付場所

明日香村役場 健康こども福祉課  
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

##### (3) 交付書類

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードすること。

#### 6. 参加申込書の提出

##### (1) 提出期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月3日（金）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

##### (2) 提出場所

明日香村役場 健康こども福祉課  
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

##### (3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 資格調書（様式2）

※ 会社概要、国や地方公共団体等において、障害者計画に関する業務の受託実績を詳細に記入すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。尚、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和8年4月3日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行う。

## 7. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月7日（火）

（ただし、午前9時から午後5時まで）

(2) 質問方法

質問票（様式3）に質問内容を記入し、下記のファックス番号あて送信すること。尚、電話、口頭での質問は受け付けない。

ファックス番号 0744-54-5551（明日香村役場 健康こども福祉課あて）

(3) 回答

上記の受付日に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和8年4月10日（金）までにファックスで回答する。

## 8. 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月20日（月）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

明日香村役場 健康こども福祉課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 提出書類

① 提案書表紙（様式4）

② 業務実施体制及び実績（様式5）

- 1 本業務の担当者の経歴、保有資格及び手持業務の状況など詳細な実績を含む。
- 2 国や地方公共団体等において、障害福祉計画に関する業務の受託実績の業務名や内容、契約金などを含む。

③ 提案書（様式6）

- 1 障害者計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）の現状把握・課題等の整理  
障害者の現状把握・分析方法及び、結果に基づく課題や効果分析を行うべき点につき、他分野（地域福祉・児童福祉・介護等）の状況も踏まえ提案すること。

- 2 アンケート調査に向けた項目の作成方法・調査手順・結果分析方法  
村民を対象とする調査の実施にあたり、前項の整理結果に基づき、村民の暮らす現状や現行の障害福祉事業・サービスの現状を把握する作業の参考となるようなアンケート調査項目を作成・分析する方法について具体的に提案すること。
- 3 国・県の障害者計画等及び村の各種計画との整合性のとれた計画の策定、今般の社会情勢や国・県の障害福祉に関する計画・施策の方向性、及び村の策定するその他の計画と整合性のとれた計画の策定にむけ、策定方針および内容を具体的に提案すること。

④ 見積書（任意様式）

見積書には、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出とする。尚、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和8年4月20日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 提出部数

正本1部、副本10部を提出すること。

(6) その他

- ① 用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ② 提案書表紙（様式4）を1ページとし、各ページに通し番号を付けること。
- ③ 提案書表紙（様式4）には、代表者の押印をすること。
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

## 9 審査

提案書およびプレゼンテーションによる審査を実施する。

(1) 日時及び場所

令和8年4月27日（月）予定（詳細は別途通知する。）

(2) 審査方法

村職員等で構成する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査を行う。提案書によるプレゼンテーションを行い、審査の結果、合議により採点した各項目の評価点の合計が最高点の提案者を契約候補者とする。ただし、評価点の合計が最高点が、平均60点未満の提案者は、順位が1位の場合であっても契約候補者としない。なお、選定委員会として最終合議のうえ審査結果を確定するものとする。

- ① 時間は1提案者あたり25分（提案者からの説明15分、質疑応答10分）程度とする。
- ② 審査の参加者は3名以内とし、当該業務担当予定者の参加を必須とする。

## 10 審査結果

別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を契約候補

者に特定する。尚、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定し、見積金額が同額の場合は、くじにより契約候補者を特定する。審査結果は、概ね7日以内に文書により提案者あて通知する。

## 11 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ①契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 12 契約の解除

契約締結後、契約者について11の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除する。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

尚、11中、「契約候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

### 13 留意事項

- ①必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- ②提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ③本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ④提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- ⑤提出されたすべての書類は、明日香村情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となる。
- ⑥提案書等に虚偽の記載をした場合や見積額が予算額を超えている場合は失格とする。
- ⑦提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。
- ⑧欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外する。
- ⑨その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとする。

### 14 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和8年3月23日(月)～令和8年4月3日(金)
参加申込書の提出	令和8年3月23日(月)～令和8年4月3日(金)
質問票の提出	令和8年4月7日(火)
回答日	令和8年4月10日(金)
提案書の提出	令和8年4月13日(月)～令和8年4月20日(月)
審査	令和8年4月27日(月) 予定
審査結果の通知	令和8年5月上旬予定
契約の締結	令和8年5月上旬予定